

報道関係者各位

市川市 財政部長 田中 雅之

令和7年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

令和6年度に給付した定額減税補足給付金（調整給付）において、本来給付すべき額に不足額が生じた方などに給付するための経費について、補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年5月8日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

◎歳出予算 **1,831,469 千円****【歳出予算の内訳】**

定額減税補足給付金（不足額給付）について	全額国が負担	1,831,469 千円
-----------------------------	---------------	---------------------

※ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

(1) 令和7年度 定額減税補足給付金（不足額給付）	1,680,000 千円
-----------------------------------	---------------------

(2) 給付金の支給に係る事務費	151,469 千円
-------------------------	-------------------

◎歳入予算 **1,831,469 千円****【歳入予算の内訳】**

国庫支出金（補助率 10/10）	1,831,469 千円
------------------	--------------

【問い合わせ先】	福祉部	地域共生課	課長 宮本 隆之	047-712-8546
	財政部	市民税課	課長 山口 聡	047-712-8664
	財政部	財政課	課長 五味 敬浩	047-712-8595

令和7年5月8日

報道関係者各位

市川市 福祉部長 鷺沼 隆
市川市 財政部長 田中 雅之

定額減税補足給付金（不足額給付）の支給について

1 事業目的

令和6年度に給付した『※1 定額減税補足給付金（調整給付）』において、令和6年分所得税額および定額減税の実績等が確定した結果、本来給付すべき『定額減税補足給付金（調整給付）』に不足額が生じた方などに対し、『定額減税補足給付金（不足額給付）』を給付いたします。

なお、上記給付金の財源はすべて国庫支出金（補助率10/10）となります。

2 事業概要

定額減税補足給付金（不足額給付） 1,831,469千円

（1）給付金

① 本来給付すべき調整給付額と給付済み額に差額が生じる方など（不足額給付Ⅰ）

ア) 対象者

令和6年度に実施した『定額減税補足給付金（調整給付）』では、令和5年所得等を基にした推計の所得税額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したため、確定した所得税額（令和6年分所得税額（実績））や定額減税額等に基づき、改めて算定した結果、調整給付額に不足が生じた方。

（対象となることが想定される例）

- ・令和6年中に退職、休職等をして令和5年より所得税が減額となる方
- ・令和6年中に子どもが生まれて扶養人数が増えた方 など

- イ) 対象者見込み 48,000人
ウ) 事業費 1,440,000千円
エ) 給付金額 再計算した調整給付額と給付済み額との差額

② 事業専従者の方など（不足額給付Ⅱ）

ア) 対象者

税制度上、「扶養親族」から外れてしまう方で、所得税および個人住民税所得割額がゼロであり、これまで低所得世帯に対する重点支援給付金などの対象となっていない方。

（対象となることが想定される例）

- ・個人事業主の配偶者などの事業専従者 など

- イ) 対象者見込み 6,000人
ウ) 事業費 240,000千円
エ) 給付金額 原則40,000円

(2) 上記にかかる事務費

ア) 事業費 委託料他 151,469 千円

3 今後の事業スケジュール (予定)

令和7年7月下旬	給付金のお知らせ・支給要件確認書送付 ※原則、対象となる方へ通知を発送予定です。
令和7年8月下旬	給付金振込開始 (順次)
令和7年10月31日	確認書返送期限 (消印有効)

4 問い合わせ先

定額減税補足給付金 (不足額給付) に関すること

福祉部 地域共生課

課長 宮本 隆之

TEL 047-712-8546 (直通)

令和6年度の税制改正にともなう定額減税に関すること

財政部 市民税課

課長 山口 聡

TEL 047-712-8664 (直通)

※1 定額減税補足給付金 (調整給付)

令和6年度において、納税者および同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円 (令和6年分所得税から3万円、令和6年度分個人住民税所得割から1万円) の「定額減税」が行われました。

その際、所得税または住民税所得割額から定額減税しきれないと見込まれる方に対し、減税しきれない額を「定額減税補足給付金 (調整給付)」として支給したものです。

ア 「所得税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline (3 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分} \\ \hline \text{推計所得税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税分} \\ \hline \text{控除不足額} \\ \hline \end{array}$$

イ 「個人住民税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline (1 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分} \\ \hline \text{個人住民税所得割額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{個人住民税分} \\ \hline \text{控除不足額} \\ \hline \end{array}$$

+



$$\begin{array}{|c|} \hline \text{(調整給付)} \\ \hline 1 \text{ 万円単位に切り上げて支給} \\ \hline \end{array}$$